

就 学 援 助 制 度 に つ い て

保護者各位

刈 谷 市 教 育 委 員 会

刈谷市立の小中学校に就学する児童生徒の保護者で、経済的に困窮し、子どもを就学させることが困難な方に対し、「学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条」の規定に基づき、刈谷市教育委員会は、就学に必要な費用の援助を行っています。

新たに援助を希望する保護者は、お子さんの通学する小中学校等へ就学援助費受給申請書兼世帯票を提出してください。刈谷市教育委員会は、学校長、地区の民生委員・児童委員の方の意見をもとに、下記の認定基準により審査し、認定をします。

認定されますと、学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費等の援助が受けられます。

記

認定基準

要保護

- ・現に生活保護法に基づく保護を受けている方

準要保護

- ・生活保護の停止または廃止を受けた方
- ・要保護に準ずる程度に困窮している方
- ・市県民税の非課税または減免の処置を受けている方
- ・国民年金の掛け金の減免を受けている方
- ・国民健康保険税の減免を受けている方
- ・児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けている方

【参考】

令和3年度就学援助費支給単価（年額）一覧表（令和3.4.1）

費 用	対 象 者		令和3年度単価
新入学児童生徒学用品費 （1学期分に支給）	小学校 新1年生		51,060円
	中学校 新1年生		60,000円
学用品通学用品費 （学期ごとに分割支給）	小学校	1年生	11,630円
		2～6年生	13,900円
	中学校	1年生	22,730円
		2、3年生	25,000円
修学旅行費 （実施学期分に支給）	小学校	準要保護児童	実費
		要保護児童	実費
	中学校	準要保護生徒	実費
		要保護生徒	実費
校外活動費 【宿泊を伴わないもの】 （実施学期分に支給）	小学校	1～6年生	実費（上限1,600円）
	中学校	1～3年生	実費（上限2,310円）
校外活動費 【宿泊を伴うもの】 （実施学期分に支給）	小学校	1～6年生	実費（上限3,690円）
	中学校	1～3年生	実費（上限6,210円）
学校給食費 （認定日から全額補助） （学校が給食センターに納入）	小学校	1～6年生	1食 250円
	中学校	1～3年生	1食 280円

- 上記の就学援助費支給単価は、令和3年度分ですので、令和4年4月1日以降に支給する就学援助費の単価に変更が生じることがあります。
- 申請受付及び認定審査は、年度単位で行います。
- 支給時期
1学期分は9月末、2学期分は1月末、3学期分は3月末に支給します。